

しものせきエコマネジメントプラン

目次

- 第1章 総則
 - 1. 目的
 - 2. 用語
 - 3. 運用管理
 - 4. 適用範囲
- 第2章 体制及び責任
 - 1. 地球環境経営会議
 - 2. 経営層
 - 3. 環境管理責任者
 - 4. 環境管理者
 - 5. 環境推進員
 - 6. 環境リーダー
- 第3章 見直し
 - 1. 見直し

第1章 総則

1. 目的

しものせきエコマネジメントプラン（以下「プラン」という。）は、下関市（以下「市」という。）が構築する環境マネジメントシステムの基本的な事項を定めたもので、下関市環境基本計画及び下関市地球温暖化対策実行計画を継続的に推進することを目的とする。

2. 用語

プランで使用する用語は以下に定義する。

(1) 環境マネジメントシステム

環境方針を策定し、実施し、達成し、見直しし、かつ維持するための、本市の体制、計画、活動、責任、慣行、手順、プロセス及び資源を含むもの。

(2) 環境方針

本市が環境問題の改善に向けての取組みに関してその意図と原則を宣言し、本市における環境活動並びに環境目的及び環境目標設定のための枠組みを与えるもの。

(3) 環境目的

環境方針から生じる全般的な環境の到達点で、本市が自ら達成を目指し

て設定し、可能な場合には定量化されるもの。

(4) 環境目標

環境目的から導かれた具体的な活動として、その目的を達成するために設定されるもので、実施可能な場合には定量化されるもの。

3. 運用管理

(1) プランは、しものせきエコマネジメントプラン運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づいて運用管理する。

(2) プラン及びマニュアルの実施、維持、管理責任者は環境管理責任者とする。

4. 適用範囲

プランの適用対象となる市の組織等は、次のとおりとする。

(1) 適用対象組織は、マニュアル内の「エコマネジメントプラン推進組織図」とする。

(2) 適用対象者は、職員、非常勤職員、日々雇用職員及び組織内で働く請負者とする。

(3) 適用対象事業は、適用対象組織の全事業とする。

(4) 適用対象施設は、全ての公共施設とする。但し、指定管理施設及び全部委託施設は「協力施設」とし、要請するものとする。

第2章 体制及び責任

1. 地球環境経営会議

地球環境経営会議（以下「経営会議」という。）は、意思決定機関として、プランの制定及び改廃並びにその運用について審議する。

2. 経営層

(1) 経営層は、市長及び副市長をもって構成する。

(2) 市長はプラン運用の最高責任者であり、プランを確立、実施及び維持するため、組織の方針及び組織体制などの経営資源の提供・配分に関する意思決定権限を有する。

(3) 副市長は市長を補佐し、市長に事故があるときは、その職務を代理する。

3. 環境管理責任者

(1) プランを運用管理するため、プランの管理責任者として環境管理責任者を置く。

(2) 環境管理責任者の役割は、次のとおりとする。

ア. プランの運用管理に関すること

イ. プランの運用状況を経営会議に報告すること

ウ. その他プランを確立、実施及び維持することに関し、必要な業務を行うこと

(3) 環境管理責任者は、環境部長をもって充てる。

4. 環境管理者

(1) プランを運用するため、適用対象組織の各部局に環境管理者を置く。

(2) 環境管理者の役割は、次のとおりとする。

ア. 各部局に係るプランの運用に関すること

イ. 各部局に係るプランの運用状況を環境管理責任者に報告すること

ウ. その他プランを確立、実施及び維持することに関し、必要な業務を行うこと

(3) 環境管理者は、適用対象組織の各部局の長をもって充てる。

5. 環境推進員

(1) プランを運用するため、職員もしくは非常勤職員が常駐する課所室及び施設に環境推進員を置く。

(2) 環境推進員の役割は、次のとおりとする。

ア. 環境管理者を補佐すること

イ. 所属課所室及び施設に係るプランの運用管理に関すること

ウ. 所属課所室及び施設に係るプランの運用状況を把握し、環境管理者に報告すること

エ. その他プランを確立し、実施し、及び維持することに関し、必要な業務を行うこと

(3) 環境推進員は、課所室及び施設の長をもって充てる。但し、各行政委員会及び長を置かない施設については、環境管理者が指名する者をもって充てる。

6. 環境リーダー

(1) プランを運用するため、環境推進員の下に環境リーダーを置く。

(2) 環境リーダーの役割は、次のとおりとする。

ア. 環境推進員を補佐すること

イ. 所属課所室及び施設に係るプランの運用を推進すること

(3) 環境リーダーは、課所室及び施設の係長のうち環境推進員が指名する者をもって充てる。但し、係長が不在の課所室及び施設については、課長補佐級及び係長級の職員をもって充て、課長補佐級及び係長級の職員が不在の場合は、環境推進員が指名する者をもって充てる。

第3章 見直し

1. 見直し

- (1) 環境管理責任者は、毎年1回、定期的に、プランの運用状況を取りまとめ、経営会議に報告するものとする。
- (2) 前項の報告には、次に掲げる事項を含まなければならない。
 - ア. 地球温暖化対策等の取組結果
 - イ. 環境目的及び環境目標の達成状況及びプランの運用実績
 - ウ. 前回までのプランの見直し指示に対する措置状況
 - エ. その他プランの見直しを検討する上で必要な事項及び改善提案
- (3) 前項の報告に基づき、経営会議において、プランの見直しの必要性について検討し、必要ありと判断した場合は、環境管理責任者に対し、プランの見直しを指示するものとする。
- (4) 前項に規定するプランの見直し指示は、環境方針、環境目的、環境目標及びプランのその他の要素の変更の必要性について言及するものとする。